

各申請書類内訳

(チェックリスト：□欄)

1. 加入金算定申請書 (様式：A4～A3)

- ①加入金算定申請書
(既存メーターが複数あり、1枚で収まらない場合は、複数枚提出して下さい。)
- ②位置図
- ③給水計画平面図
(給水戸数・給水口径等判別できるものがが必要です。)
- ④申請地の境界等判別できる資料
(公図・境界確定図等です。)
- ⑤その他水道事業管理者が必要とする資料
- ⑥委任状
(土地所有者が直接申請されない場合には必ず必要です。)

2. 給水装置工事申込書 (様式：A4～A3)

- ①給水装置工事申込書・委任状
- ②設計審査申請書
- ③位置図
- ④平面図・立面図
(申請図面(例)を参照して下さい。工事用の場合は、立面図を省略することができます。)
- ⑤給水装置工事使用材料明細
- ⑥工事施行承認通知書

3. 工事検査申請書 (様式：A4～A3)

- ①工事検査申請書
- ②位置図
- ③平面図(竣工図)・立面図(竣工図)
- ④給水装置工事使用材料明細(竣工図に適合するもの)
- ⑤給水装置工事主任技術者が行う自主検査
- ⑥水圧試験紙(チャート紙)の原本
- ⑦写真
(道路掘削を伴う場合は、着工前～本管からの取り出し状況～本復旧完了までの一連写真が必要です。)
(宅内工事のみの場合は、水圧試験の実施状況・メーターBOXの位置がどこにあるのかわかるような全景写真1枚と水圧計の針がわかる程度の写真1枚が必要です。)
- ⑧給水装置検査合格通知書
- ⑨加入金の差額の精算を給水協議書で指示された物件は、支払済が証明出来る資料

4. 給水開栓申込書 (様式：A4～A3)

- ①給水開栓申込書
- ②位置図
- ③平面図（竣工図）・立面図（竣工図）
- ④給水装置工事使用材料明細（竣工図に適合するもの）
- ⑤給水装置検査合格通知書（複写可）
- ⑥加入金算定書（申請書ではありません。）（複写可）

5. 工事中給水開栓申込書 (様式：A4～A3)

- ①工事中給水開栓申込書
- ②位置図
- ③平面図（竣工図）
→既設管があり第1止水栓以降の場合は計画図
- ④給水装置工事使用材料明細（竣工図に適合するもの）
- ⑤給水装置検査合格通知書（複写可）
→既設管があり第1止水栓以降の場合は工事施行承認通知書（複写可）

6. 開発等に係わる給水協議書 (様式：A4～A3)

- ①開発等に係わる給水協議書
- ②位置図
- ③給水計画平面図
(給水戸数・給水口径・水栓数等判別できるものが必要です。)
- ③水理計算書
(給水管口径を決定した根拠となるものです。)
- ④委任状
(事前協議書等で確認できない場合には必ず必要です。)
- ⑤申請地の境界等判別できる資料
(公図・境界確定図等です。)
- ⑥その他水道事業管理者が必要とする資料

7. 道路占用許可申請書 (様式：A4～A3)

市道・府道・国道、それぞれに対応した占用申請様式を添付してください。

申請者は「水道事業管理者」が代理の申請者となりますので、空欄のまま構いません。また、申請にあたっては「代理申請許可依頼書兼誓約書」の提出が必要になります。

添付書類は、概ね次のとおりです。

- ①位置図
- ②平面図
(占用位置及び占用延長や他の埋設管との位置関係がわかるもの)
- ③断面図
(占用位置及び土被りや他の埋設管との位置関係がわかるもの)
- ④仕様書
- ⑤員数調書
- ⑥34条協議書
- ⑦安全対策図(迂回路指示図を含む)
- ⑧現場写真(布設予定箇所を赤線で記入)

8. 法定外公共物使用許可申請書 (様式：A4～A3)

里道・水路敷等、場所により必要書類が異なってきます。

詳しくは、道路公園課等担当窓口にて確認して下さい。

申請者は「水道事業管理者」が代理の申請者となりますので、空欄のまま構いません。また、申請にあたっては「代理申請許可依頼書兼誓約書」の提出が必要になります。

添付書類は、概ね次のとおりです。

- ①位置図
- ②法務局備付公図
- ③土地登記事項証明書(3ヶ月以内)
 - ④境界確定図の写し
- ⑤地積測量図
- ⑥求積図
- ⑦現況図
- ⑧計画図
(占用位置及び占用延長や他の埋設管との位置関係がわかるもの)
- ⑨詳細図
- ⑩構造図
- ⑪現場写真(布設予定箇所を赤線で記入)
- ⑫工事仕様書
- ⑬利害関係者の同意書又は利害関係者との協議書
- ⑭誓約書